

14. 宇陀市いきいき地域づくり補助金

1. 趣旨・目的

まちづくり協議会の活動に対する補助を目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した「宇陀市まちづくり協議会」を対象として、その活動に対する補助を行います。

対象団体

まちづくり協議会

対象事業

まちづくり協議会が実施する事業であり、次に掲げるもの。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①地域の保健、医療及び福祉に関する事業 | ⑤地域の課題及び問題を解決する事業 |
| ②地域の環境美化及び保全に関する事業 | ⑥個性豊かな地域社会を実現する事業 |
| ③地域の産業及び経済が活性化する事業 | ⑦地域の活力を創造する事業 |
| ④地域の教育及び文化の振興に関する事業 | ⑧その他市長が必要と認める事業 |

公募時期

R6年4月～R7年3月

※対象団体には、4月上旬にご案内します。

補助額

地域の人口及び面積等を勘案し決定（下限350千円）

問合せ先

政策推進部 政策推進課
電話：0745-82-3910（IP:0745-88-9094）